

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 26)

1 日 時 令和6年4月10日(水)
午後 1時09分 開会
午後 1時22分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	健康医療部長	白 石 慎 一
健康危機管理課長	重 岡 直 之		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 林 莉 果	委員会担当係長	松 永 知 子
---------	---------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第179号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関する陳情について	継続審査とすることを決定した。

8 会議の経過

(4月1日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。)

(陳情第179号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(村上直樹君) 開会いたします。

本日は、陳情の審査を行います。陳情第179号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関する陳情についてを議題といたします。

本件について、当局の説明を求めます。健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 それでは、陳情第179号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に関する陳情について御説明いたします。

これまでの経緯や進捗状況につきましては、外務省及び厚生労働省のホームページに示されておりますので、その内容について御説明いたします。

国際保健規則は、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的なまん延を防止することを目的として、国境における衛生管理や緊急事態発生時の対応に関して、最低限備えておくべき事項等が規定されております。現在、この国際保健規則については、新型コロナウイルス感染症の流行下では、先進国であっても甚大な被害を受けたということを踏まえ、適切に対応するための改正が加盟国の間で議論されております。また、国際保健規則を補完する形で、将来のパンデミックを予防し、国際的な協力の下、より迅速に対応できるよう、パンデミックの予防、備え及び対応に関する新たな法的文書、いわゆるパンデミック条約の作成についても議論が進められております。これらの規則改正と新たな法的文書につきましては、今年5月に開催されるWHO総会での提出及び採択を目指しているということでございます。

その具体的な内容につきましては、令和5年11月15日に衆議院におきまして、原口一博議員より質問主意書が提出されており、政府は、国際保健規則の改正及びパンデミック条約の作成については現在交渉中であり、予断をもってお答えすることは差し控えたい、と答弁しております。

次に、陳情書における国際保健規則第3条の、人間の尊厳、人権及び基本的自由を完全に尊重することを削除されているという点につきましても、同様の趣旨の質問が、先ほどの質問主意書に記載されており、政府の答弁は、現在交渉中であり、予断をもってお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、政府として、人間の尊厳、人権及び基本的自由は尊重されるべきものであると考えているというものでございました。また、厚生労働省のホームページに掲載されておりますQ&Aの中でも、各国の自主的な判断を妨げるような内容や基本的人権の侵害について懸念を生じさせるような内容について、議論は行われていませんと示されております。

本市といたしましては、こうした国の動きを見守ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○**委員長（村上直樹君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、質問、意見はありませんか。荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 何といたっても、市民に対する正確な情報の提供が必要だと思います。これまでの経過については、今説明がありましたけども、今後のWHOの動向や国の対応の情報収集や情報公開について、本市としてどのような対応を考えているかお尋ねします。

○**委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

○**健康危機管理課長** 先ほど申し上げましたとおり、交渉の経緯等については、厚労省と外務省のホームページに記載されておりますほか、具体的な条文の内容につきましては、政府答弁のとおり、現在交渉中となっております。このため、現時点におきましては、市として市民の方に向けた周知を行うということは考えておりません。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 今後の市民に向けた周知について、どのようにお考えかをお尋ねしたいということです。

○**委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

○**健康危機管理課長** 今後の市民に向けた周知につきましては、今後の国の動向等を踏まえまして、必要に応じて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 井上委員。

○**委員（井上しんご君）** まず、数字を確認したいんですけども、新型コロナワクチンの副反応疑いがある死亡例として、2023年8月2日の朝日新聞では、2,000人を超えているということが報道されておりました。これは国が発表した数ですけども、市として、現在、最新の副反応疑いがある死亡例というのは何人把握されているか教えてください。

○**委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

○**健康危機管理課長** 新型コロナワクチンによる予防接種被害救済制度に関する死亡案件の状況ですけども、現在、本市では、国へ進達している件数が6件、このうち認定件数は3件となっております。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 井上委員。

○**委員（井上しんご君）** 全体の認定件数は2,000人くらいということでもいいでしょうか。

○**委員長（村上直樹君）** 健康危機管理課長。

○**健康危機管理課長** 今、私の手元にある資料では、国のこれまでの進達受理件数は1,285件、うち死亡についての認定件数は523件となっております。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 井上委員。

○**委員（井上しんご君）** 朝日新聞では2,000人ということで、数字が不明確ですけど、1,000人以上の方が新型コロナワクチンの副反応によって、死亡した疑いがあるのではないかと

とされているということだと思います。

今回の陳情の話をお伺いすると、日本政府も新型コロナの流行に対して、WHOをはじめ、国際機関の指示の下に対応してきたと思うんですけども、その対応に対する不信があるのかなと感じました。WHOも流行の初期段階では、ワクチンの早急な製造を製薬会社に指示をして、ワクチンを接種すれば新型コロナにかからないということだったんですけども、実際は接種してもかかる。2回接種しなくてはいけないというように変えられたが、2回してもやっぱりかかる。また、何か月間に1回しないとワクチンの効果が薄まるなどと、どんどん説明が変遷していったという経緯があると思います。そうした中で、ワクチン接種による死亡疑いがあるというように、結果として、まだかなりの数の方が亡くなっており、相当な被害があったと、これまで北九州市にも様々な陳情などが届いてきたという経緯があります。

これも一つの薬害だと思えば、今、小林製薬の紅こうじによる腎臓に関する被害で、4月9日付のNHKでは、216人が入院されていて、5名が死亡されていると報道されております。これは大問題になっていて、小林製薬も様々な対応をしようとしていますけども、今、最大の薬害事件だと認識しております。5人死亡であれだけ騒がれていますが、新型コロナワクチンでは1,000人以上が亡くなっているにもかかわらず、それほど騒がれていないという点は、非常に違和感を感じるどころです。

今回、先ほど答弁があったように、国会の質問主意書に対する答弁でも、WHOによるパンデミック条約の新設と国際保健規則の改定については、まだはっきり分からないということでした。陳情の趣旨に書いているような、人権条項が撤廃されるということはあってはならないと思いますし、また一方で、日本国憲法や日本の法律、日本の感染症予防政策の上を行くような形でWHOから指導されるというのは、国家の主権に関わることだとも思います。政府としても人権の保障はしていくと答弁されているということですけども、しっかりと見ていく必要があると感じております。政府としては人権を守ると言っており、政府のこれからの交渉を信じますが、今後、政府の交渉結果などの情報について、市としてこういった形での広報が考えられるか、見解を聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 まだ具体的な内容がはっきりしておりませんので、現時点で具体的な広報の手段等については検討しておりませんが、必要があれば、ホームページ等による広報が考えられます。ただ、それについては、具体的な情報が明らかになった上で判断したいと考えております。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。国連など関係する国際的な団体も様々ありますが、今、難民の問題などに関しても、実際その役割を果たしているかという意見が、各国または地域から届いております。本来であれば、一人一人が平和で安全に、健康に暮らしていくとい

う、人間の基本的な人権を守るために、国連や国際機関などがしっかり監視するということが求められていると思いますが、なかなかそうはなっていないという現実があります。今回陳情のあったWHOに限らず様々なところについても、国を通じて地域の声を上げていく必要があると思いますし、国会や政府にはしっかり頑張ってもらいたいと期待するところです。

今回の陳情にあるような人権を制限することがないように、または、WHOが決めたからといって、日本国憲法で保障された一人一人の基本的な人権の尊重や自己決定権の上に行くようなことがあれば、これは大問題になると思いますので、ぜひ、市民の暮らし、命を守る行政機関として、そういったことがないように、今後も動向を注視してもらいたいと要望して、終わります。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。以上で陳情の審査を終わります。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟